

国民健康保険被保険者のみなさんへ

▷問い合わせ 保険年金係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 2)

新しい資格確認書または資格情報のお知らせを送ります

現在使用している資格確認書、資格情報のお知らせの有効期限は、7月31日迄です。

8月から使用できる新しい資格確認書または資格情報のお知らせを下表のとおり郵送します（有効期限は令和9年7月31日です。ただし、国民健康保険で70歳や75歳になる人は有効期限が異なります）。

なお、有効期限の切れた古い資格確認書は、はさみなどで切ってから捨ててください。

●送付物、送付方法

対象者	送付物	送付方法
<u>・マイナンバーカードを持っていない人</u> <u>・マイナ保険証に紐づけしていない人</u>	資格確認書	世帯主宛に7月下旬に特定記録で郵送します。
<u>・マイナ保険証に紐づけしている人</u>	資格情報の お知らせ	世帯主宛に7月下旬に普通郵便で郵送します。

※医療機関では資格確認書またはマイナ保険証を窓口で提示してください。なお、マイナ保険証が機器の不具合などで読み取れない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示してください。

資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

資格確認書に限度額の適用区分の併記を希望する場合は保険年金係で申請してください。

マイナ保険証の人は、手続きは不要です。ただし、マイナ保険証の人でも90日を超える入院時の食事の減額を受ける場合は、保険年金係で申請してください。

町外に住んでいる人の資格確認書または資格情報のお知らせを発行します

世帯の被保険者で、就学のため、芦屋町外に住民票を移した人で、芦屋町の資格確認書または資格情報のお知らせを持っている人は、申請により資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。

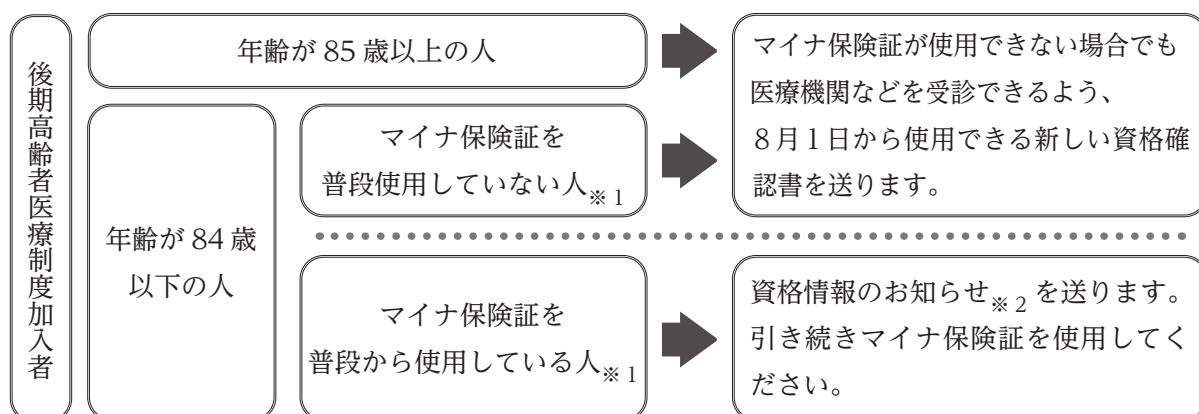
在学証明書または合格通知書、窓口に来た人の本人確認ができるものを持って、保険年金係で申請してください。

後期高齢者医療制度被保険者のみなさんへ

▷問い合わせ 保険年金係（☎223・3532）または、
福岡県後期高齢者医療広域連合（☎〈092〉651-3111）

現在使用している資格確認書の有効期限は7月31日金までです

これまでは後期高齢者医療制度に加入している人に、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を送付していましたが、令和8年8月以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進める観点から、下表のとおり、運用の見直しを行います。



※1：マイナ保険証を普段から使用されている人は、次の条件をともに満たす人が対象です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を使用している人
- ②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を使用した人

※2：自身の被保険者資格を簡単に把握できる、A4サイズのお知らせ

新しい資格情報のお知らせ・資格確認書は、令和8年7月下旬までに送ります。有効期限は、いずれも令和9年7月31日までの1年間となっています。

新しい資格情報のお知らせ・資格確認書が届かない場合は、問い合わせてください。

資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

医療機関の受診時に、限度額の適用区分が併記された資格確認書を提示することで、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。

資格確認書に限度額の適用区分を併記する場合は保険年金係で申請してください。

なお、令和8年8月以降に資格確認書を送る人の中で、すでに限度額の適用区分が併記された資格確認書を持っている人には、適用区分が併記された資格確認書を交付します。

また、マイナ保険証で受診する場合は手続きなしに、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。

